平成２３年（フ）第１２３号
神奈川県小田原市曽我光海１番地の４　プラザＤ館102
債務者　岸川由紀子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１２６号
神奈川県伊勢原市石田233番地の１　パナハイツ小町503号
債務者　中野　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３６号
神奈川県小田原市高田636番地の１　ハイツ駒形102
債務者　穂坂ひろみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
新潟市秋葉区車場４丁目11番38号　葵ハイツ105号
債務者　落合　克幸
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５号
新潟市中央区幸西２丁目４番１号　ユートピアレジデンス幸西Ａ―201号
債務者　鈴木多磨夫
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５号
新潟市中央区笹口９番11号
債務者　下條　昭榮
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９号
新潟県五泉市村松乙28番地12
債務者　神尾　一寿
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７１号
新潟市中央区南笹口１丁目８番22号　和田ハイツ603号
債務者　堀江　頼子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７３号
新潟市西区青山新町９番地25　坂下方、前住所千葉県木更津市中央３丁目５番７号
債務者　黒澤　貴子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１号
愛知県丹羽郡扶桑町大字斎藤字御堂67番地101号
債務者　宮地ふみ枝
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９８０号
京都市右京区西院西今田町７番地　寺前ハイツ202
債務者　千葉　佳子（変更前の名美子）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２７３号
京都市伏見区下鳥羽広長町122番地　メゾン大手筋103
債務者　平井豆腐店こと　平井　延秀
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１５号
京都府城陽市平川指月119―３　澤田方、住民票上の住所京都府宇治市大久保町旦椋14番地の36
債務者　西留紀美子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
京都市伏見区醍醐上山口町60番地　市営住宅醍醐南団地12―407
債務者　中西　花子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第８９号
京都府城陽市寺田北堤下79番地の１
債務者　岡村　信行
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
京都市伏見区横大路六反畑57番地　京都丸玉フーズ株式会社社宅204
債務者　角森　公三
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２７８号
京都市伏見区深草谷口町11番地　久保ハイツ102号
債務者　黒瀬　嘉晃
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係